

○山形県司法書士会特定個人情報等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）並びに特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）及び法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、併せて「各ガイドライン」という。）に基づき、山形県司法書士会（以下「当会」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の具体的な取扱いを定めることにより、特定個人情報等の適正な取扱いを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人情報ファイル 個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (6) 個人情報取扱事業者 次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。
 - ア 国の機関
 - イ 地方公共団体
 - ウ 独立行政法人等
 - エ その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報に関する法律施行令で定める者
- (7) 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- (8) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報

ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

- (9) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (10) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (11) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (12) 従業者 当会の組織内にあつて直接又は間接に当会の指揮監督を受けて当会の業務に従事している者をいう。

(適用関係)

第3条 この規程は、当会の全ての従業者に適用する。

2 この規程は、当会が取り扱う全ての特定個人情報等に適用する。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第4条 当会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、別表のとおりとする。

第2章 組織体制

(特定個人情報等管理責任者)

第5条 当会は、特定個人情報等の安全管理を統括する者として、特定個人情報等管理責任者を置く。

2 特定個人情報等管理責任者は、総務担当副会長とする。

3 特定個人情報等管理責任者は、次の各号に掲げる業務を所管する。

- (1) 特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置の決定及び従業者への周知
- (2) 事務取扱責任者からの報告徴収及び事務取扱責任者への助言・指導
- (3) 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の企画
- (4) その他当会における特定個人情報等の安全管理に関する事項

(事務取扱責任者)

第6条 当会は、別表に定める事務における責任者として、事務取扱責任者を置く。

2 事務取扱責任者は、経理部長とする。

3 事務取扱責任者は、次の各号に掲げる業務を所管する。

- (1) 事務取扱担当が行う特定個人情報等に関する事務の実施に係る承認及び事務取扱担当者への助言・指導
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム及び特定個人情報等が記録された書類・電子媒体等の設置・保管場所の指定及び変更
- (3) 特定個人情報等の取扱区分及び権限の設定及び変更
- (4) 特定個人情報等の取扱状況の把握
- (5) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等の監督
- (6) 特定個人情報等管理責任者に対する報告
- (7) 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の実施
- (8) その他所管部署における特定個人情報等の安全管理に関する事項

(事務取扱担当者)

- 第7条** 当会は、別表に定める事務に従事する者として、事務取扱担当者を置く。
- 2 事務取扱担当者は、その役割及び取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にした上で、事務取扱責任者が選任する。
- 3 事務取扱担当者は、次の各号に掲げる業務を所管する。
- (1) 個人番号の取得及び本人確認並びにその保管
 - (2) 特定個人情報ファイルの作成及び内容の更新
 - (3) 各種法定調書・申請書・届出書等の作成及び行政機関等への提出
 - (4) 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
 - (5) その他前各号に掲げる業務に附帯又は関連する事項
- 4 事務取扱担当者は、特定個人情報等に関する事務を取り扱うにあたり、当会对し、別紙1の誓約書を提出しなければならない。

(問合せへの対応)

- 第8条** 当会は、特定個人情報等の取扱いに関する問合せへの対応について必要な体制を整備し、問合せがあったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 問合せへの対応の責任者は、特定個人情報等管理責任者とする。

第3章 特定個人情報等の取得、保管、利用、提供、廃棄

(適正な取得)

- 第9条** 当会は、偽りその他不正の手段により個人番号を取得してはならない。

(利用目的の特定)

- 第10条** 当会は、個人番号を取得するに当たっては、別表に定める事務の範囲で利用目的を特定するものとする。
- 2 当会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の通知)

- 第11条** 当会は、個人番号を取得する場合は、別紙2の利用目的通知書によりあらかじめその利用目的を、本人に通知するものとする。
- 2 当会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知するものとする。

(提供の要求)

- 第12条** 当会は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めるものとする。

(提供を求める時期)

- 第13条** 個人番号の提供を求める時期は、個人番号関係事務が発生したときとする。ただし、個人番号関係事務が発生することが明らかなきときは、事前に個人番号の提供を求めることができる。

(提供の求めの制限)

第14条 当会は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(収集制限)

第15条 当会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

(本人確認)

第16条 当会は、第12条の規定に基づき本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

(正確性の確保)

第17条 当会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(保管制限)

第18条 当会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保管してはならない。

(利用目的を超えた個人番号の利用禁止)

第19条 当会は、利用目的の範囲内でのみ個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報関係事務を処理する目的で保有している個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第20条 当会は、個人情報関係事務を処理するために必要な範囲に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

(特定個人情報の提供制限)

第21条 当会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(廃棄)

第22条 当会は、個人情報関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

第4章 委託の取扱い

(委託先の監督)

第23条 当会は、別表に定める事務について、税理士及び社会保険労務士に業務を委託することができる。

2 当会は、委託先において安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

3 当会は、委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定し、委託先との間で特定個人情報等の取り扱いに関する委託契約を締結する。

- 4 委託先が当会の許諾を得て再委託するときには、再委託先の監督については、第2項の規定を準用する。

(委託先への特定個人情報等の提供)

第24条 当会は、委託先に対して特定個人情報を提供する場合には、以下の方法で送受信しなければならない。

- ① 紙媒体の場合
原則対面での手渡しで行い、郵送する場合は簡易書留を利用する。
- ② 電子媒体の場合
情報セキュリティシステムに守られた情報機器を利用し、原則として電子メールによる送受信は行わない。

第5章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置

(特定個人情報ファイルの取扱状況の記録)

第25条 当会は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、特定個人情報ファイル管理台帳を備え、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。なお、特定個人情報ファイル管理台帳には、特定個人情報等は記載しないものとする。

- (1) 氏名
- (2) 特定個人情報の取得日
- (3) 本人確認方法
- (4) 本人確認した事務取扱担当者
- (5) 情報システムへの入力日・本人確認書類の廃棄日
- (6) 利用・出力状況
- (7) 法定調書や情報システムの特定個人情報ファイルの削除・廃棄の状況

(情報漏えい等事案への対応)

第26条 当会は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、次の各号に掲げる手法等により、適切かつ迅速な対応を行うものとする。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (3) 特定個人情報保護委員会及び主務大臣等への報告
- (4) 再発防止策の検討及び決定
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第27条 当会は、第25条に定める取扱状況の記録を定期的を確認することにより、特定個人情報等の取扱状況を把握するものとする。

- 2 当会は、前項の確認の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 人的安全管理措置

(事務取扱担当者の監督及び教育)

第28条 当会は、特定個人情報等がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 当会は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに、適切な教育を行うものとする。

(従業者への周知徹底)

第29条 当会は、従業者に対し、特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について定期的な研修等を行うものとする。

2 当会は、この規程その他の内部規程における定め、誓約書の徴収等により、従業者に対し、特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を周知徹底するものとする。

(従業者の義務)

第30条 当会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した従業者は、その旨を特定個人情報等管理責任者に報告するものとする。

第3節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第31条 当会は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、特定個人情報ファイルを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を当会会館とし、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 管理区域においては、セキュリティシステムによる防犯管理を行う。

(2) 取扱区域においては、壁又は間仕切り等の設置及び座席配置等の工夫を行う。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第32条 当会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 特定個人情報等を取り扱う書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器で運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第33条 当会は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合は、次の各号に例示する容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等の安全な方策を講ずるものとする。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、紛失・盗難等に留意するものとする。

(1) 特定個人情報等が記録された電子媒体は、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等を行う。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するにあたっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

(2) 特定個人情報等が記載された書類等は、封緘、目隠しシールの貼付等を行う。

- (3) 特定個人情報等が記載された書類等を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段を利用する。

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第34条 当会は、第22条の規定に基づき個人番号を廃棄又は削除する場合は、次の各号に掲げる方法によるものとし、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。

- (1) 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合は、焼却又は溶解等の復元不可能な手段による。
 - (2) 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の復元不可能な手段による。
 - (3) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合は、容易に復元できない手段による。
- 2 当会は、前項の廃棄又は削除を委託する場合は、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。
- 3 当会は、保存期間経過後に速やかに個人番号を廃棄又は削除するため、特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築し、個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を定めるものとする。

第4節 技術的安全管理措置

(外部からの不正アクセス等の防止)

第35条 当会は、情報システムをネットワークに接続した場合は、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、次の各号に掲げる仕組みを導入し、適切に運用するものとする。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。
- (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する。
- (4) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
- (5) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

(情報漏えい等の防止)

第36条 当会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合は、通信経路における情報漏えい等を防止するため、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) 通信経路における情報漏えい等の防止策として、通信経路の暗号化等を行う。
- (2) 情報システム内に保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策として、データの暗号化又はパスワードによる保護等を行う。

第6章 特定個人情報等に係る保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

(開示)

第37条 当会は、本人から、特定個人情報等に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該特定個人情報等に係る保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 法令に違反することとなる場合。

2 当会は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(第三者提供の停止)

第38条 当会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データが、第21条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報等に係る保有個人データの第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該特定個人情報等に係る保有個人データの第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第7章 その他

(禁止事項)

第39条 当会は、従業者に対し、特定個人情報を保護するために、次の各号に掲げる事項を禁止する。

- (1) 業務上の必要なく取扱区域に立ち入ること。
- (2) 業務上の必要及び権限がなく特定個人情報ファイルにアクセス又は閲覧し、保管された特定個人情報等を記録すること。

(処分等)

第40条 当会は、この規程に違反した従業者に対して法令、職員就業規程、契約等に照らして処分を決定するものとする。

2 前項の場合で、当会に損害が生じた場合は、違反した従業者に対し、損害賠償を請求するものとする。

附 則

この規則は、平成28年3月12日（理事会決議の日）から施行する。

別表（第4条、第6条、第7条、第10条関係）

- 1 源泉徴収票作成事務等
- 2 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書作成事務等
- 3 給与支払報告書作成事務等
- 4 給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書作成事務等
- 5 特別徴収への切替申請書作成事務等
- 6 退職手当金等受給者別支払調書作成事務等
- 7 退職所得の受給に関する申告書作成事務等
- 8 健康保険、厚生年金保険届出事務等
- 9 国民年金第3号届出事務等
- 10 健康保険、厚生年金保険申請・請求事務等
- 11 雇用保険届出事務等
- 12 雇用保険申請・請求事務等
- 13 報酬、料金、契約及び賞金の支払調書作成事務等
- 14 不動産の使用料等の支払調書作成事務等
- 15 その他上記1～14の事務に関連する事務

別紙 1

特定個人情報等に関する誓約書

平成 年 月 日

山形県司法書士会
会長 殿

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

(特定個人情報等取扱規程等の遵守)

第1条 私は、山形県司法書士会特定個人情報等取扱規程を遵守します。

2 特定個人情報に関する法令等に関連して、今後の改正や就業規則等の変更があった場合はこれに応じます。

(退職後の秘密保持)

第2条 特定個人情報については、山形県司法書士会を退職した後においても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

(損害賠償)

第3条 前条項に違反して、山形県司法書士会の特定個人情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより山形県司法書士会が被った一切の損害を賠償することを約束致します。

以上

別紙 2

平成 年 月 日

殿

山形県司法書士会
会長

個人番号利用目的通知書

当会は、貴殿及び貴殿の扶養家族の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号を言います。）を以下の目的で利用いたします。

- 1 源泉徴収票作成事務等
- 2 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書作成事務等
- 3 給与支払報告書作成事務等
- 4 給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書作成事務等
- 5 特別徴収への切替申請書作成事務等
- 6 退職手当金等受給者別支払調書作成事務等
- 7 退職所得の受給に関する申告書作成事務等
- 8 健康保険、厚生年金保険届出事務等
- 9 国民年金第3号届出事務等
- 10 健康保険、厚生年金保険申請・請求事務等
- 11 雇用保険届出事務等
- 12 雇用保険申請・請求事務等
- 13 その他上記1～12の事務に関連する事務